

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

| | | |
|-----------------------------------|----|---------------|
| ○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 | 一 | (食と暮らしの安全推進課) |
| ○生活保護法による介護機関の指定 | 一 | (社会福祉課) |
| ○知事指定薬物の指定 | 四 | (薬務課) |
| ○地域森林計画変更案の関係図書の縦覧(二件) | 四 | (林業振興課) |
| ○公有水面埋立ての免許 | 四 | (水産業基盤整備課) |
| ○道路の区域変更 | 五 | (道路課) |
| ○県営土地改良事業計画の変更 | 六 | (農村振興課) |
| ○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 | 六 | (同) |
| ○開発行為に関する工事の完了(二件) | 六 | (建築宅地課) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | 六 | (契約課) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) | 一〇 | (同) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 | 一〇 | (教育庁高校教育課) |
| ○環境影響評価事後調査報告書の公告及び縦覧 | 一〇 | |

告 示

○宮城県告示第九百七十三号
理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会(平成二十九年宮城県告示第四百七十三号により指定されたもの)のうち平成二十九年十月二十三日に実施された部分に限る。以下同じ。及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十

二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会(平成二十九年宮城県告示第四百七十三号により指定されたもの)のうち平成二十九年十月二十三日に実施された部分に限る。以下同じ。として、次のとおり指定した。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十九年十一月六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十九年十一月六日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

三 対象とする受講者

台風の影響により、平成二十九年十月二十三日に実施された管理美容師資格認定講習会及び管理

美容師資格認定講習会を受講できなかった者に限る。

○宮城県告示第九百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 一 訪問看護 | | | | |
|------------------|------------------|--------------------------|------------------|------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |
| 二 訪問リハビリテーション | | | | |
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |
| 三 居宅療養管理指導 | | | | |
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| 塩釜医師会訪問看護ステーション | 塩竈市錦町七ー十 | 公益社団法人宮城県塩釜医師会 | 塩竈市錦町七ー十 | 平成二十九年五月一日 |
| あおい調剤薬局 | 名取市増田字柳田二百十一ー一 | 株式会社ブリスクリップション・エルムアンドパーム | 名取市増田字柳田六ー一 | 平成二十九年八月一日 |
| コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |
| 四 通所リハビリテーション | | | | |
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッコックリニック多賀城整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |
| 五 認知症対応型共同生活介護 | | | | |
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| グループホーム歩風楽 | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 有限会社ポプラ | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 平成二十九年九月一日 |
| 六 居宅介護支援 | | | | |
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| グループホーム歩風楽 | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 有限会社ポプラ | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 平成二十九年九月一日 |

七 介護予防訪問看護

| | | | | |
|---|------------------|---------------|------------------|------------|
| 桜の家居宅介護支援事業所 居宅介護支援センターリンデンバ ウムの社 | 宮城郡松島町桜渡戸字中島十四ー一 | 社会福祉法人功寿会 | 宮城郡松島町桜渡戸字中島十四ー一 | 平成二十九年八月一日 |
| 気仙沼市東新城二丁目九ー一 | 医療法人社団晃和会 | 気仙沼市東新城二丁目九ー一 | 平成二十九年四月一日 | |

八 介護予防訪問リハビリテーション

| | | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|---------------|------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| 塩釜医師会訪問看護ステーション | 塩竈市錦町七ー十 | 公益社団法人宮城県塩釜医 師会 | 塩竈市錦町七ー十 | 平成二十九年五月一日 |
| コッククリニック多賀城整形外 科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッククリニック多賀城 整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |

九 介護予防居宅療養管理指導

| | | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|---------------|------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| コッククリニック多賀城整形外 科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッククリニック多賀城 整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |

十 介護予防通所リハビリテーション

| | | | | |
|----------------------------|------------------|----------------------------|------------------|------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| 塩釜医師会訪問看護ステーション | 塩竈市錦町七ー十 | 公益社団法人宮城県塩釜医 師会 | 塩竈市錦町七ー十 | 平成二十九年五月一日 |
| あおい調剤薬局 | 名取市増田字柳田二百十一ー一 | 株式会社プリスクリプシ ョ・エルムアンドパーム | 名取市増田字柳田六ー一 | 平成二十九年八月一日 |
| みやぎ県南医療生活協同組合し は協同クリニック | 柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四ー一 | みやぎ県南医療生活協同組 合 | 柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四ー一 | 平成二十九年四月一日 |
| コッククリニック多賀城整形外 科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッククリニック多賀城 整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |

十一 介護予防認知症対応型共同生活介護

| | | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|---------------|------------|
| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
| コッククリニック多賀城整形外 科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | コッククリニック多賀城 整形外科 | 多賀城市高橋四丁目二十一五 | 平成二十九年八月一日 |

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の所在地 | 指定年月日 |
|------------|------------------|---------|------------------|------------|
| グループホーム歩風楽 | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 有限会社ポブラ | 遠田郡美里町牛飼字牛飼三十八ー一 | 平成二十九年九月一日 |

○宮城県告示第九百七十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 1 化学名 ニー「二・五」ジメトキシー四ー（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン及びその塩類（通称名…2CITFM）
- 2 化学名 メチルルニー（四ーフルオロフェニル）ーニー（ピペリジンーニーイル）アセテート及びその塩類（通称名…4IFluoromethylphenidate又は4FIMPH又は4IFMPH）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十九年十一月一日

○宮城県告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十九年十月三十一日から平成二十九年十一月三十日まで

○宮城県告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十九年十月三十一日から平成二十九年十一月三十日まで

○宮城県告示第九百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 出願年月日
平成二十九年十月五日
- 二 出願人の名称
気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種石浜(唐桑) 漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地の地内及び隣接する公有水面及び唐桑町馬場二六六一番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位(DL+1・五〇メートル)における公有水面と突堤との境界線

- ①の地点 一級基準点H二三一六(北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒) から一六三度〇二分二〇秒七五二・二九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四五秒 三七・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 二〇・五七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 六六度一八分四九秒 一四・〇五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 七三度四二分四三秒 一五・八八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 二九度〇三分〇六秒 一〇・一一メートルの地点

(三) 面積

六八一・一六平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種石浜(唐桑) 漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地、二〇〇一七番地、馬場一三一二番地、二六六一番地、二六六一四番地、二六六一七番地及び二六六一八番地の地内並びに明戸三三三番地、馬場二六六一番地及び二六六一四番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

域

- ①の地点 一級基準点H二三一六(北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒) から一六一度五三分四一秒七一九・三一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四九秒 九六・五七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 八〇・六九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 七三度四二分四九秒 三〇・七六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 三三度五〇分一七秒 二六・四二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 七三度四二分四九秒 九・八二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一三一度一三分一六秒 六・四八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 五五度〇二分二七秒 一二・一七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 二八度一七分〇六秒 五・六四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 七三度四二分四九秒 一六・七四メートルの地点

(三) 面積

六、八五六・二一平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十九年十月三十一日から平成二十九年十一月二十日まで

○宮城県告示第九百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 河南鳴瀬線

三 道路の区域

変更の区間

変更の敷地の幅員(メートル) 敷地の延長(メートル)

公 告

東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目一番一地先から
同市大塩字中沢一〇五番一地先まで

| | |
|---------------|---------------|
| 後 | 前 |
| 一一・〇、 一六・七 | 一三・一、 一九・〇 |
| 四一・八 | 四一・八 |

○県営王沢地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。
平成二十九年十月三十一日

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○県営荒浜北部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。
平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
県営荒浜北部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十月三十一日から平成二十九年十一月三十日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十一月三十日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通兩宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . l g . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、巨理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市小川字新河原一番一、二十二番の一部、同字下河原四番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号 石油資源開発株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
気仙沼市四反田十九番一、十九番三、二十番一、三十二番二、三十四番、三十五番、三十五番一、三十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都新宿区信濃町三十二番地 創価学会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十九年年度県債社道復興橋補二二一〇三ーA〇一号
- 2 工事名 豊里大橋橋梁耐震補強外工事
- 3 施工場所 (主) 河南米山線 登米市豊里町川前地内外
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十三年三月二十六日まで
- 5 工事概要 橋長 三四八・九メートル
幅員 七・〇〇七・五(十・〇〇七・五)メートル
上部工形式…単純鋼床版版桁

上部工製作 一式

上部工架設 一式

旧橋撤去 一式

橋台拡幅 二基

橋脚梁補強 十一基

舗装工 三、一四八平方メートル

仮設工 一式

6 予定価格 二、七〇九、一〇七、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く)

7 入札方式 一般競争入札(入札参加資格事前審査方式(施工体制事前提出方式)・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用)

8 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者並びに2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十九年年度宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと

関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者

(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本人札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に鋼橋上部工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく鋼橋上部工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、鋼橋上部工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 現場施工に着手する日までに、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 菅原 健一

2 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二二一三三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十九年十月三十一日(火)から平成二十九年十一月十三日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができ。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十九年十月三十一日(火)から平成二十九年十二月十三日(水)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十九年十二月十四日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十二月十五日(金)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の3により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十九年十月三十一日(火)から平成二十九年十一月十三日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Nature of Service to be Procured : Earthquake Resistance Reinforcement of the Toyosato Bridge

2 Quantity of Service to be Procured : 348.9-meter long bridge and other services

3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section.

Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi. 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

- 4 Application Deadline for Participation in Bid : November 13, 2017, 5 : 00 p.m.
- 5 Executor of Bidding : Kenichi Sugawara, Director of Government Contract Division Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
- 6 Deadline for Bid Submission : December 14, 2017, 5 : 00 p.m.
- 7 Location of Bid Selection : First Bidding Room, 2nd floor of Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 8 Date and Time of Bid Selection : December 15, 2017, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十月三十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 環境放射線測定装置 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 五 落札金額 一億六千三百六十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年九月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十月三十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ラマン分光分析装置 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東北サイエンス 宮城県仙台市青葉区一番

町一丁目十七番二十四号

- 五 落札金額 三千二百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年九月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十九年十月三十一日

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十四キロリットル 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年九月十二日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市魚町三丁目十一番地二
- 五 落札金額 千三百三十六万三千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月十四日

雑 報

○宮城県土地開発公社理事長伊藤和彦から、公報掲載の依頼があった。

- 平成二十九年十月三十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第四十四条第一項の規定により、大和リサーチパーク造成事業について工事着手後の調査報告書を作成したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。
平成二十九年十月三十一日 宮城県土地開発公社 理事長 伊 藤 和 彦

- 1 名称 宮城県土地開発公社
- 2 代表者 理事長 伊藤 和彦
- 3 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 大和リサーチパーク造成事業

2 種類 条例第二条第二項第九号に規定する第一種事業（工場・事業場用地造成事業）

3 規模 七十八・五ヘクタール

三 対象事業実施区域

宮城県黒川郡大和町小野字蛇石、同字蛇石山、同字一ノ渡戸、同字前沢、同字明通

四 第一種事業関係地域の範囲

宮城県仙台市、宮城県富谷市、宮城県黒川郡大和町

五 工事着手後の調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課

宮城県土地開発公社

2 縦覧期間

自 平成二十九年十一月一日（水）

至 平成二十九年十一月三十日（木）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで